

## 第4回宇城市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 平成26年9月5日（金）15:00～16:15

2. 会場 宇城市役所2階 庁議室

3. 出席委員 9名（敬称略）

出川委員 中島委員 白井委員 藤田委員 島村委員 岡田委員 飽本委員  
篠崎委員 中野委員

欠席委員 6名（敬称略）

木脇委員 入江委員 梶本委員 吉田委員 外村委員 福田委員

4. 傍聴者 1名

5. 会議次第

（1）会長あいさつ

（2）議事

### 会長あいさつ

（出川会長あいさつ）

### 議事

○会長：議事に従いまして進行させていただきます。それでは、議事（1）第3回宇城市子ども・子育て会議の議事録及び質疑回答について事務局から説明お願い致します。

○事務局：議事（1）第3回会議の議事録について説明

○会長：議事録に修正がある場合、また後程事務局へ連絡していただき、その後、最終確認を事務局と私の方でした後、ホームページに出させていただきます。修正がある方だけでいいです。よろしく願います。質疑回答とありますがどうされますか。

○事務局：質疑回答については、議事の中で説明をさせていただきたいと思います。

○会長：続きまして議事（2）事業計画に係る量の見込み及び確保方策について事務局から説明をお願いします。

- 事務局：議事（２）事業計画に係る量の見込み及び確保方策について【資料１】Ⅰ教育・保育１から４の説明
- 会長：今事務局から、資料１に従いまして、ニーズ調査を基にだされた保育の量の見込み及び確保量についてお示しいただきましたが、前回会議から間が空いておりますので、１号認定・２号認定等お忘れになっているところもあるかと思いません。お手元のハンドブックを見ながら、どういう子供が対象になっているのか思い出していただくといいかと思えます。資料１の１については、現状で対応可能。資料１の２の２号認定につきましては、各園に２７年度の定員計画を出していただいて、新たにこの数値が出てきたということになります。資料１の２ページ目の３の３号認定０歳児につきましては、計画値にあった確保ができていたということで説明いただきました。資料１の４の３号認定１～２歳児については、確保量が計画値よりも少ないというところでこの数値が出ています。確保量については、各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見直し（民営化）により対応を図っていききたいとのことでした。もう一点ご理解いただきたいのが、現在保育園を利用している人と、計画値（ニーズ量）がかけ離れているということで、現在の利用定員を考えると、この確保量でも足りるのではないかなというようなことを事務局より説明をいただきました。これについて何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
- 委員：２７年度から制度が変わることにつきまして、現在市内に認可外の施設があるかと思いますが、その施設は地域型保育事業（小規模保育施設等）として移行していかれるのでしょうか？
- 事務局：現段階では施設から移行したいという話はありません。
- 会長：規模的にはどのくらいの施設ですか？
- 事務局：２０名未満の施設なので、小規模保育施設ぐらいの大きさです。
- 会長：地域型保育事業施設への移行を市側から促すというようなことはされないのですか。
- 事務局：連携施設・施設基準等の問題もあるので、促すということはありません。
- 会長：認可外から移行すると、施設側もご家庭も施設給付等を受け援助があるという点と、もう一つあって、間に行政が入ると、今まで見えにくかった施設での保育が、閉ざされた保育から、開かれた保育、見える保育になってくるので、新制度に促すようなアプローチはしていった方がいいのではと思います。事業者の状況もあるかとは思いますが、子どもの育ちの保証、保育の保証という点からもアプローチしていった方がいいと私は感じています。

○事務局：認可外施設からの移行については、意向調査を実施して確認したいと思いません。

○委員：今現在、施設数は？

○事務局：認可外施設が2施設、託児所が2施設、事業所内が1施設あります。

○委員：一つお尋ねです。3号認定（1～2歳児）のところですが、確保人数が足りないということで利用定員の見直しとありますが、定員の見直しについては、他の年齢の枠を少なくして1～2歳児の枠を多くするという事なのでしょうか？教えてください。また、公共施設の見直しによって、人数が増えるということはどういうことなのか教えてください。

○事務局：利用定員の見直しについてですが、利用定員を全体的に見直して枠を広げる形となります。そこには、面積要件・保育士の配置基準等も関係しますので各園と協議して決めていきます。単純に他の年齢の枠を少なくして、1歳から2歳児の枠を多くするという事ではありません。全体的（各年齢）に定員数は増やす形になるかと思えます。公共施設の見直しについては、新聞等報道によりご存知かと思えますが、今年の7月に市の施設全施設を見直すということで発表を行ったところです。保育園についても公共施設の見直しということで民営化に進む方向で考えています。民営化の手法としまして、施設自体がかなり老朽化していますので、移譲後施設を改修する計画をたてています。その中で、収容人数を確保するという事で定員増を図る予定です。これからの計画ですので、どうなるか分かりませんがそのような手法をとりたいと思っています。

○事務局：議事（2）事業計画に係る量の見込み及び確保方策について【資料1】Ⅱ地域子ども・子育て支援事業1から13の説明。

○会長：説明いただいた内容について、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員：放課後児童健全育成事業について、増設が予想されるとありますが、実際計画があるとすれば何年ぐらいに予定されていますか。

○会長：計画については、素案が提案されて、その中で示されていかれると思います。確保量としては現状で対応できるということですので、増設については現在のところ未定ということですのでよろしいのでしょうか。

○事務局：そういうことになります。学童保育については、年に数回委託先の保護者会の代表の方と協議をしておりますので、その中で要望調査等をして検討していきたいと思えます。おおむね40名としておりますが、60名でも十分やっていますということで要望がなければそのままいくかもしれませんし、50名でも要望があれば、検討していくことになります。

- 会 長：今課題があるお子さんも多く、おおむね40名で60名はちょっと厳しいかと思  
います。40名でもやっていくのも大変かとも思いますので、いろんな面で協議  
をしていただいて、どのような手厚い手立てをしていくかは、やはり計画の中  
に盛り込んでいかなければいけないのかなと思います。
- 会 長：幼稚園における在園児に対する一時預かりについてですが、2号認定①の推計  
事業量についてですが、半数が利用すると推計された理由はなぜですか。
- 事務局：利用実数との乖離が多きいので、半数と見込んでいます。
- 会 長：半数という根拠があった方がいいですね。だいたい半分ぐらいの利用がある  
からということなのでしょう。家庭保育に欠ける人たちで、幼稚園を希望さ  
れる人たちだと思うので半数にする根拠がわかりません。
- 委 員：会長がおっしゃられる通りだと思います。この計画等を基に各園において定  
員を決めていかれると思いますので、半数と見込む根拠をやはりちゃんと示し  
てほしいと思います。
- 事務局：その件につきましては、次回の会議時に再度お示しさせていただいてよろし  
いでしょうか。
- 会 長：大まかな数字をだしていくことでも対処できていくこともありますので、必  
ずしもニーズ量に対してぴったり確保をしていかなければならないというもの  
ではないと思います。確保方策等のきちんとした根拠を示していただければと思  
います。他に何か質問はありませんか。なければ、議事（3）子ども・子育て  
支援新制度基準条例及び前回質疑事項について説明をお願いします。
- 事務局：議事（3）子ども・子育て支援新制度基準条例及び前回質疑事項について説  
明。 前回質疑がありました件につきまして、回答させていただきます。ま  
ず第一点目が児童館の位置づけについてということでございました。今後児童  
館が存続するのであれば条例においても明記したほうがいいのではという質問  
だったかと思います。保育型児童館は、全国的にも少なく、事業形態が特異  
なケースでございますので、熊本県を通じて国に確認をおこないました。まず  
児童館は、児童福祉法第40条の規定によりまず児童更正施設でございます。児  
童に健全な遊びの場を提供して児童の健康の増進と情操を豊かにすることを目  
的として運用をされております。この度の子ども子育て支援新制度の実施にお  
いては、子ども子育て支援法、認定こども園法の一部改正、児童福祉法の一部  
改正と関係法律の整備、いわゆる子ども子育て関連3法の改正になったことよ  
る新たな制度に移行するものです。そのことに伴います4条例の提案だったか  
と思います。児童館におきましては、この度の児童福祉法の改正の部分には該  
当しません。そのことから、子ども子育て支援新制度の適用外ということにな

ります。したがって、今回お示ししております条例に盛り込むことはできないと判断させていただきました。運営等については、これまでどおりの児童館条例及び児童館運営規則の適用を受けることとなりまして、事業自体は存続していることとなります。それから、地域型保育事業の連携施設としても考えられるのではないのでしょうか？という質問もあつておりましたが、先ほども申しましたように新制度にのらない施設でございますので連携施設としての役割を果たすことができません。ということで、児童館は独自の運営をしていくこととなりますので、今条例の中に児童館という施設を盛り込むことができません。その点はよろしいでしょうか。

○委員：児童がおおむね3歳以上から就学前までということをお前提の上におたずねになられたかと思えます。

○会長：児童館が児童厚生施設として位置づけられているので市としては、変えていけないという方針があるということですね。

○事務局：児童館そのものが児童福祉法の厚生施設ということになるので、新制度には該当しないということになります。

○会長：運営上は、保育施設になっているが、この制度には該当しないということなり、独自の利用の仕方をしている珍しい施設だということですね。

○事務局：保育型の児童館ということで、宇城市は特有のシステムをとっていますので、おおむね3歳から就学前までとなっています。

○会長：ふつう児童というのは18歳未満をいいます。年齢が高い子を対象としている児童館もあります。宇城市では、特有な使い方（保育型）をしているということになります。

○委員：そうなってくると注意が必要なことがあります。公立保育所も今回の関連3法の適用外になるのですよね。定員人数の把握の部分で、公立保育園を民営化して施設整備をすることで定員確保をしますということが別段階の話としてもっていくことが必要なのではないのかなと思えます。

○事務局：新しい制度では、公立も私立も保育所は制度内に入っていますので、この資料に載せております。何も問題はないと思えます。それでは、もう一つ質問があつていました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の部分で、懲戒に係る権限の乱用の禁止に関する事項が盛り込まれていないということで盛り込んだらいかがですか？という提案についてですが、児童福祉法の規定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがございまして、その中で施設の長及びそれに準ずる職員には懲戒に係る権限の乱用を禁止ということをお明記することが義務付けられています。このことから、放

課後児童クラブいわゆる学童保育所ですけれども、児童福祉施設に該当するかどうかの問題になっているかと思えます。こちらも県を通じて国に確認をしました。第一に学童保育の施設については、児童福祉施設には該当しないと判断するという回答でした。児童福祉施設に該当しないということは、この懲戒の部分は明記する必要はないということになります。第2にお示ししている放課後児童健全育成事業の基準を定める省令が国から出ましたけれども、この省令は施設そのものについての基準ではなく事業を行う上での設備や運営について事業に対する基準を定めるものであるということです。したがって、その省令においては、児童に対する職員の虐待行為に関することを盛り込むということで充足していますと判断していますという回答でした。しかし、懲戒に関する記述を独自に盛り込むことは可能ですけれども、それは、自治体の判断にお任せしますよということでしたが、本市としては、国の見解である児童福祉施設ではないこと、児童に対しては児童虐待行為に関する記述で充足しているという理由から当初提案のとおり今回は盛り込まないこととしたいと考えております。

○会 長：何かご質問・ご意見ありますか。事務局から説明されました内容について何もないようですので、次の議事（4）その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局：現在、本会議を4回開催しておりますが、今後条例の制定を行いまして細かい部分、具体的な部分にはいっていきますので、規則あたりで盛り込んでいくような形になります。次回開催まで少々時間をいただきたいと思っておりますので、次回開催は10月中旬ぐらいに予定しております。それから、保護者の方が非常に気になられるところだと思っておりますが、保育料の算定につきまして宇城市の方向性だけを申し上げておきます。現在、当市は熊本県下でも非常に安い保育料となっております。基本的にはその路線を継承したいと考えておりますけれども、現在新制度移行に伴いますシステムの改修をしておりますが、その中で試算をしまして、どうしても予算的にきびしいということであれば、保育料を上げざるをえない状態になるかと思っておりますが、基本的には現在の保育料を継承していきたいと思っております。以上の2点を委員の皆様にお伝えしておきます。

○会 長：認定こども園についてはどうなりますか？

○事務局：そちらについては、試算をしてみないとわかりませんのでこれからになります。

○会 長：保育料をお示しするのは、いつぐらいになりますか？

○事務局：次回会議時にお示ししたいと考えています。

○会 長：認定はいつぐらいになりますか。

- 事務局：新年度入所の受付は、例年通り12月を予定しています。
- 会長：それでは他に何かありませんか。
- 委員：公立保育園の民営化については、十分な説明会を開催していただきまして保護者さんやお子様の理解をお願いしたいと思います。早めに情報を公開していただきたいと思います。
- 会長：入る時点で分かっていたら、理解は得られやすいので、在園中にいきなり民営化ということになると、保護者の理解も得にくいし、子ども達も混乱すると思いますので十分な準備をされた方がいいと思います。
- 事務局：全体的に公共施設の見直しをしますので、新たな情報がでましたら市の方からも発信していきますし、できるだけサービスを低下させないような形で指導していきたいと考えております。
- 会長：公立が果たす役割みたいなものもあると思います。特別な支援が必要なお子さんとかは、やはり公立の方が関係機関、例えば、保健センター等連携が取りやすかったりするので、民間では難しいけれど、公立では援助できるというようなことがあるかと思います。役割分担のイメージを市でもつくられて、民営化していかれるといいかと思います。他に何かありませんか。何も無いようですので、今日はいつもより早いですが閉会させていただきたいと思います。
- 事務局：今日のご質問等には次回会議時に回答させていただきます。次回は会長と日程を調整の上10月中旬以降を予定しています。